

平成 27 年(2015 年)12 月 10 日

横須賀市議会議長 板 橋 衛 様

吉田市長の不透明な市政運営に関する調査特別委員長

木 下 憲 司

吉田市長の不透明な市政運営に関する調査特別委員会
中間審査報告書

本委員会に付託された付議事件のうち、日本丸の久里浜港招致問題について、会議規則第38条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

吉田市長の不透明な市政運営に関する調査特別委員会中間報告書

1 本事件の経過と概要

- (1) 平成 27 年 6 月 9 日（平成 27 年第 2 回定例会）の本会議において南まさみ議員は一般質問で、「横須賀港開港 150 周年記念事業の一つとして、10 月に日本丸を久里浜港に招致し、一般公開されることが予定されているが、開催地が久里浜港に至った経緯を問う。」と質問した。これに対し、吉田雄人市長は「①昨年 9 月、日本丸が訓練のために久里浜港に寄港した際に、船長と会い、久里浜港を気に入って頂いた。機会があれば久里浜港をまた利用したいとの話があった。②市民の海への理解向上、集客や横須賀港の P R。③久里浜港のポートセールスへのメリットを考え、日本丸の招致に至った。」と答弁した。
- (2) その後、平成 27 年 6 月 26 日（平成 27 年第 2 回定例会本会議）に渡辺光一議員の緊急質問、並びに平成 27 年 8 月 28 日（平成 27 年第 3 回定例会本会議）に大野忠之議員の一般質問が行われたが、同様の答弁が繰り返され、答弁が二転三転することもあった。

このため、議会として真相の究明を行うため、本調査特別委員会において調査を行うこととなった。

2 事実経過

平成 26 年

6 月下旬 平成 26 年 9 月の訓練寄港について航海訓練所から打診を受ける。

7 月 23 日 平成 26 年 9 月の訓練寄港のために、航海訓練所関係者が事前に新港と久里浜港の視察を実施した。

- 7月28日 平成26年9月の訓練寄港地に久里浜港を決定した旨、航海訓練所から連絡を受ける。
- 7月下旬 横須賀港開港150周年記念事業として、日本丸及び海王丸を久里浜港へ招致することを、港湾部内で決定した。
- 8月1日 久里浜港招致に関する事務調整を開始した。
- 8月4日 航海訓練所からの岸壁使用申請書を受理した。
- 8月11日 久里浜港招致事務調整のため航海訓練所を訪問した。
- 8月12日 久里浜港招致について市長報告を行い、了承を得た。
- 8月19日 久里浜港招致に関する、航海訓練所あての依頼文書を決裁した。
- (送付は8月21日)
- 9月8日 日本丸の久里浜港寄港に際し、市長が船長と面談した。
- 11月11日 日本丸と海王丸の2隻が、同時に久里浜港に着岸できないことが判明したため、日本丸1隻を招致することの変更について市長報告を行い、了承を得た。

平成27年

- 3月6日 航海訓練所からの練習船派遣決定の文書を受理し、同日市長へ書面にて報告した。
- 6月4日 南まさみ議員の一般質問に対する答弁調整を実施した。
- 6月9日 本会議において、南まさみ議員の一般質問に対し、答弁した。
- 6月22日 日本丸の久里浜港招致事業実施要領を港湾部長が決裁した。

- 6月25日 渡辺光一議員の緊急質問に対する答弁調整を実施した。
- 6月26日 本会議において、渡辺光一議員の緊急質問に対し、答弁した。
- 7月 8日 浦賀地区説明会の開催について、市長報告を行い、了承を得た。
- 7月15日 浦賀地区説明会の要領を港湾部長が決裁した。
- 7月31日 浦賀地区説明会を実施した。
- 8月25日 大野忠之議員の一般質問に対する答弁調整を実施した。
- 8月28日 本会議において、大野忠之議員の一般質問に対し答弁した。

3 委員会の経過

- 9月16日 (第1回)
正副委員長を決定した。議席の指定を行った。
- 9月30日 (第2回)
審査スケジュールを決定した。日本丸の久里浜港招致問題の要求資料の決定をした。100条調査の必要性についての協議を行った。
- 10月6日 (第3回)
審査スケジュールの変更を決定した。関東学院大学副学長の出石稔氏を参考人招致することを決定した。
- 10月16日 (第4回)
港湾部から日本丸の久里浜港招致についての経過説明を受けた。

港湾部からは、南まさみ議員の答弁書作成の際、平成 26 年の訓練寄港と平成 27 年の横須賀港開港 150 周年の記念事業の入港事務がふくそうし、吉田雄人市長、田神明副市長、藤田裕行港湾部長、関根謙二港湾総務課長及び松尾和浩港湾企画課長の全員が時系列を勘違いしていたとの発言があった。

10月23日 （第5回）

田神明副市長及び吉田雄人市長から事情聴取を行った。

田神明副市長及び吉田雄人市長から、南まさみ議員への一般質問回答時に時系列の勘違いがあったとの発言があった。吉田雄人市長以下港湾部の職員の全員が時系列を勘違いしていたとは考えられないため、吉田雄人市長、田神明副市長、下田哲央前秘書課主任、藤田裕行港湾部長、関根謙二港湾総務課長、原田尚良ふ頭管理担当課長、平山昇ふ頭管理担当課係長、松尾和浩港湾企画課長、福田宗一港湾企画課係長、吉田松子前港湾企画課係長、尾山泰文港湾企画課主任、岩本英記港湾企画課係員から日本丸の久里浜港招致問題について証人喚問を行うことと決定した。

11月13日 （第6回）

吉田雄人証人（市長）外 11 名の証人喚問を行い、吉田雄人証人（市長）からは、南まさみ議員の一般質問における答弁調整においては、混同が生じ、誤りがあり、反省すべき点が多くあったと認識しているとの証言があった。また、平成 26 年 9 月 8 日の日

本丸船長の表敬訪問時に平成 27 年の横須賀港開港 150 周年記念事業としての日本丸招致についての会話が あったかどうかについては、吉田雄人証人（市長）、藤田裕行証人（港湾部長）及び松尾和浩証人（港湾企画課長）のいずれも会話はなかったと記憶している旨の証言を得た。

平成 26 年 9 月 8 日の日本丸船長の表敬訪問時の会話内容について航海訓練所に文書で照会を行うこと及びその回答により吉田雄人市長、藤田裕行港湾部長及び松尾和浩港湾企画課長の 3 名を証人として再喚問することと決定した。

11 月 16 日 航海訓練所に調査照会の文書を発送した。

11 月 19 日 航海訓練所からの回答を受理した。

11 月 24 日 （第 7 回）

関東学院大学副学長の出石稔氏を参考人招致し、付議事件における審査についての意見を伺った。

航海訓練所から回答があり、平成 26 年 9 月 8 日の日本丸船長表敬訪問時に平成 27 年の横須賀港開港 150 周年記念事業としての日本丸招致についての話があったと記憶している旨の回答があったので、再度吉田雄人証人（市長）外 2 名の再喚問を行い、吉田雄人証人（市長）、藤田裕行証人（港湾部長）及び松尾和浩証人（港湾企画課長）からは 11 月 13 日の証言に違いはないとの証言を得た。

12 月 10 日 （第 8 回）

吉田雄人証人（市長）、藤田裕行証人（港湾部長）及び松尾和浩証人（港湾企画課長）の 3 名の証

言は、虚偽であると認められると決定した。なお、告発については、その都度適切に対応すべきことと決定した。中間報告書のとりまとめを行い、12月15日の本会議において委員長から中間報告を行うことを決定した。今後の審査スケジュール及び一般職の任期付職員（一般事務職）の任用及び任期後の採用問題に関する委員会の要求資料を決定した。

4 調査事項の問題点と委員会の判断

(1) 横須賀港開港 150 周年事業としての日本丸久里浜港招致に関する市長の議会答弁の誤り

議会答弁において、市長は日本丸を久里浜港へ招致する理由として、平成 26 年 9 月 8 日に日本丸船長と面談した際に「日本丸側が久里浜港寄港を希望した。」との日本丸側の意向を前面に出して説明した。しかし、市長は平成 26 年 8 月 21 日に日本丸が所属する航海訓練所宛てに平成 27 年秋の横須賀港開港 150 周年招致事業の久里浜港招致に関する依頼文書を送付している。

つまり平成 26 年 9 月の面談以前に横須賀市がみずから企画して日本丸を久里浜港へ招致したわけで、同招致の判断主体について答弁内容は明白に誤っていると委員会は判断する。

なお、答弁誤りの理由について、市長以下関係者からは、平成 26 年 9 月の訓練寄港と平成 27 年秋の横須賀港開港 150 周年招致事業を混同した、もしくは当時の状況を失念したとの証言を得たが、意図的に事実を曲げて答弁したとの証拠は得られなかった。

(2) 日本丸建造の地である浦賀住民に対する事前説明の欠如

平成 27 年 7 月 31 日に浦賀地区説明会を実施した。しかし、平成 26 年 7 月に 150 周年事業として久里浜港への招致を決定して以来、平成 27 年 3 月に派遣が決定されるまでの間、浦賀地区に対する事前説明はなされておらず、平成 27 年 6 月 25 日の渡辺光一議員の緊急質問に至った後、説明会が計画、実施された。市政運営には、すべからく住民との対話・理解が必要なところだが、日本丸招致に関しては、本件が問題化する以前に住民理解を醸成する説明が図られておらず、委員会として不適切と判断する。

(3) 平成 26 年 9 月 8 日の日本丸船長との会話内容に関する虚偽の証言

吉田雄人証人（市長）は、平成 27 年 11 月 13 日及び 24 日の証人喚問時、「平成 26 年 9 月 8 日に日本丸船長と面談した際に横須賀港開港 150 周年招致関連の話題はなかったと記憶している」旨の証言をした。また、藤田裕行証人（港湾部長）及び松尾和浩証人（港湾企画課長）も同様の証言をした。

一方、委員会として航海訓練所へ同日の会話内容について文書で照会したところ、船長は記憶がなく、機関長は記憶はあいまいだが「横須賀港開港 150 周年招致の会話はあった。」旨の回答を得た。この状況に関し、平成 26 年 9 月 8 日の面談は、平成 27 年秋の久里浜港招致を決定し、要請直後の時期であることから、そのような会話が行われることは自然であると推察できること及び航海訓練所が事実と異なる回答をするとは考え難いことから、150 周年関連の会話があったものと断じざるを得ないという意見が多数を占めたが、疑義は残るものの、あくまでも推測の範囲を超えないものであり、市長等の証言が明らかに

偽証とは言えないとの意見も一部あった。

このような委員間討議の後、平成26年9月8日には、横須賀港開港150周年招致事業の会話が合ったものと委員会は判断し、採決の結果、賛成多数（反対：無所属みらい、日本共産党）で吉田雄人証人（市長）、藤田裕行証人（港湾部長）及び松尾和浩証人（港湾企画課長）の証言は虚偽と認められるものと決定した。

5 調査事項に対する指摘・改善意見

(1) 誤った答弁に対する謝罪と答弁の訂正

平成27年6月9日の南まさみ議員の一般質問、平成27年6月26日の渡辺光一議員の緊急質問及び平成27年8月28日の大野忠之議員の一般質問に対する答弁は明らかに誤りである。市民の代表である議会に対する虚偽答弁は、すなわち市民への背信行為であり、よって、市長は、議会並びに市民に対し、まず真摯に謝罪すべきであり、あわせて速やかに答弁の訂正を求めるものである。

なお、平成27年6月の第2回定例会において、議会への不誠実な態度に対し、その責任を問うため、市長への問責決議案が可決されたにもかかわらず、平成27年8月の第3回定例会においても、その態度が改まらなかったことは深刻である。

(2) 誤った答弁の再発防止

答弁誤りに至る原因として、市長と港湾部間の意思疎通が不十分であったと認められる。特に、招致する港湾の決定に際し、新港、浦賀港及び久里浜港の適否について比較検討し、市長報告に至る経緯が不明確である。市長（副市長）及び部課長とい

う節目ごとの意思決定やその報告について、記録をとるなどの堅実な事務執行に欠けるところがあり、不明瞭なまま事務が執行していると言わざるを得ない。さらに、答弁誤りの背景に、平成 26 年秋の訓練寄港と平成 27 年秋の横須賀港開港 150 周年招致事業を混同したとの証言を得たが、誤りが発生した時に、誰がそれを正すのかという自浄作用が欠如していると認められる。以上のような不適切な事務執行の再発を防ぐための検討が必要である。

(3) 偽証罪としての告発

委員会は、証人喚問における吉田雄人証人（市長）、藤田裕行証人（港湾部長）及び松尾和浩証人（港湾企画課長）の証言は虚偽であると認められるものと決定したが、告発については①虚偽の陳述を認めたならば、地方自治法第 100 条第 9 項に基づき速やかに告発すべきとする一部意見もあった。②告発すべきと考えるが、第 2、第 3 の付議事件の経過を見て総合的な判断をすべきことから、その都度、適切な時点で告発すべきという意見。その一方で、③告発理由に対する社会通念上の軽重及び告発が及ぼす社会的影響を考慮して告発すべきではないとする一部意見もあった。また、告発の対象者については、①虚偽証言を行ったと認めた証人を全員告発すべきとする意見、②吉田雄人証人のみを告発すべきとする意見もあった。

その後の委員間討議において、3名の証人が同様の証言をしているものの、藤田裕行証人（港湾部長）及び松尾和浩証人（港湾企画課長）の証言は、市長である吉田雄人証人の考えに基づいた証言であることも考えられ、積極的な証言とは断言できないこと。また、両証人は市長の事務の補助者であり、告発す

る職責上の位置づけは低いと判断すること。以上のことから、告発の対象者は吉田雄人証人のみ該当するとの結論に至った。

市長と議会は、ともに市民から負託を受け、健全な緊張関係と信頼関係を持って、政策論争を闘わせる関係である。しかるに、本調査特別委員会において、虚偽の証言を行うことは、両者の信頼関係を根底から揺るがすものであり、断じて看過すべきものではないと考える。ただし、議会からの告発を重要な行為として捉え、今後の付議事件に係る調査経過を総合的に考慮する必要があることから、告発については、その都度適切に対応すべきことと決定した。